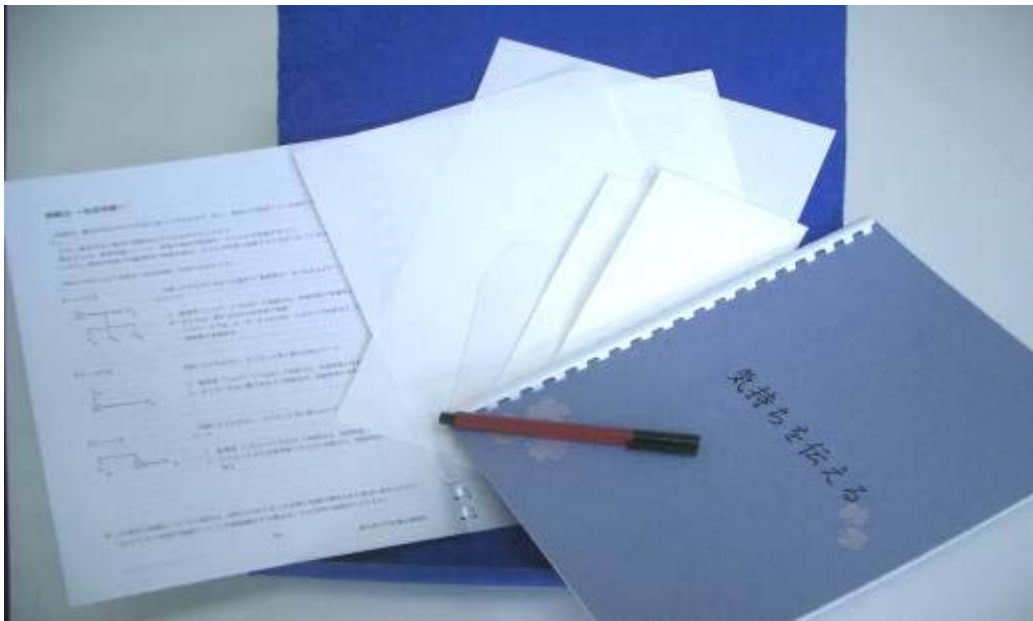


次の世代へ思いを伝える

## 「遺言ツアー」のご案内



プレス・サリサリコーポレーション

遺言ツアー実行委員会

## 新聞、テレビで注目を集める“人生と向き合う旅” 第1回「遺言ツアー」

■ 名称: 第1回「遺言ツアー」

■ 日程: 2009年11月10日(金)～12日(日)

■ 場所: 有馬温泉 メープル有馬

■ 内容:

・行政書士・心理カウンセラーによる

「遺言セミナー、ヒアリング、事前調査」

・行政書士・心理カウンセラー・税理士による個人面談と  
作成支援付き「有馬温泉2泊3日」

■ 料金: モニター料金 お一人様 126,000円(税込み)

### ● 事前広報

- ・9月25日掲載 大阪日日新聞
- ・10月26日掲載 毎日新聞
- ・10月27日放送 TBSラジオ「森本毅朗のスタンバイ！」
- ・11月4日放送 TBSラジオ「アクセス」
- ・11月10日放送 東海ラジオ「安蒜豊三の夕焼けナビ」
- ・11月15日号掲載 NP通信(税理士新聞)

### ● 同行取材: 各局5分程度のニュース特集として放映

- ・11月11日 毎日放送「VOICE」
- ・11月13日 読売テレビ「かんさい情報ネット ten！」
- ・11月18日 朝日放送「NEWSゆう+」
- ・2010年1月3日掲載 日本経済新聞「連載 老いを生きる」

# 「遺言ツアー」の反響の一部紹介

昨年11月に日本で初めて実施された「遺言ツアー」は新聞、ラジオ、テレビなどで大きな反響を呼びました。

11月18日 朝日放送「NEWSゆう+」でオンエア

2009年10月26日毎日新聞に掲載



専門家との個人面談



行政書士によるセミナー



心理カウンセラーによるセミナー



本当に伝えたい言葉

2010年1月3日日経新聞で紹介



死を対象化「力がわく」

## 第2回「遺言ツアー」

■ 名称：第2回「遺言ツアー」

■ 日程：2010年2月26(金)～28日(日)

■ 場所：有馬温泉 メープル有馬

■ 内容：

- ・行政書士・心理カウンセラーによる  
「遺言セミナー、ヒアリング、事前調査」
- ・行政書士・心理カウンセラー・税理士による個人面談と  
作成支援付き「有馬温泉2泊3日」

■ 料金：モニター料金 お一人様 126,000円(税込み)

### 第2回「遺言ツアー」 メディア取材

- 2月4日：朝日新聞（大阪版）
- 2月17日：朝日新聞（島根版）
- 3月4日：テレビ朝日 「スーパーモーニング」
- 3月4日：TBS 「イブニングワイド」
- 4月5日週刊「日経ビジネス」
- 4月15日：NHK 「あさイチ」
- 中部日本放送

## 第3回「遺言ツアー」&セミナー参加者募集中

■ 名称: 第3回「遺言ツアー」

■ 日程: 2010年5月実施予定

■ 場所: 伊豆温泉

■ 内容:

- ・行政書士による遺言セミナー、ヒアリング、事前調査
- ・行政書士・税理士による個人面談と  
作成支援付き「伊豆温泉2泊3日」

■ 料金: お一人様 315,000円(税込み)

(費用内訳)

- ・遺言ツアー事前セミナー4回受講料
- ・個別面談費用
- ・2泊3日の宿泊費及び食費(朝食2回・昼食2回・夕食2回)
- ・各専門家(行政書士・税理士・文章表現のプロ)への個別指導費用
- ・「遺言ツアーキット」(遺言書作成に必要な用紙、筆記具、テキスト、資料一式)が含まれます。

※ツアー後、Will(ウィル)会員に無料登録されますと、公正証書遺言の作成、相続税、事業承継に関する諸事項等について、行政書士・司法書士・税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー・不動産鑑定士・土地家屋調査士等、各専門家による無料相談が受けられます。

## 遺言ツアーの考え方

遺言は、前の世代から受け継いだもの、自らが築いたものを、次の世代へ託す重要なメッセージです。財産の分配を自らの意志で決めるという重大事にも関わらず、死を前提とするところから、ポジティブに発想しにくいものとなっています。しかし遺言は、その字が表わすように「言葉を遺す」、つまり「思いを伝える」ことは、財産の分配の指示以上に重みがあります。書いた本人がいない、一方通行のメッセージだからこそ、遺す言葉は重要なのです。

「遺言ツアー」では、

遺言を「次の世代へのプレゼント・メッセージ」と位置づけ

- 元気なうちにポジティブな発想で書く
- 受け継ぐ一人ひとりに思いやりを込めて書く
- 専門家によるフルサポートのもとで書く
- 日常から離れた集中できる環境で書く

遺言は、どんな場合も次の世代にポジティブなエネルギー源となるべきです。自分の気持ちと真摯に向き合い、ポジティブなメッセージで次の世代を応援してください。

## 「遺言ツアー」の実施内容

「遺言ツアー」の実施コンセプトは、

「温泉に入っておいしいものを食べ、  
リラックスした中で遺言を書き上げる」

### ■遺言ツアーは事前準備とツアー、2つのパートで構成

#### ●事前準備（ツアー前約3.4週間前）

#### セミナー、ヒアリング、事前調査

ツアー時に書くことに集中するため、行政書士、心理カウンセラー、税理士、メッセージ・コンサルタント、ライティング・コンサルタントなど、正確に「思いを伝える」プロによる知識の集約、心と頭、資料の整理を行います。

+

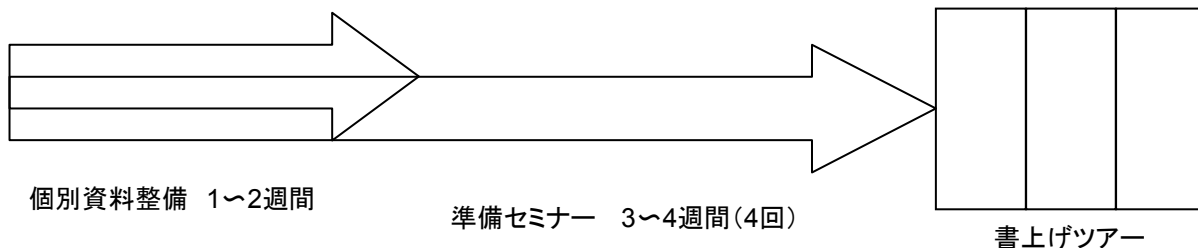
#### ●ツアー（2泊3日）

#### 遺言ツアー

事前準備の成果をもって2泊3日の遺言作成のためのツアーを実施。ツアー先でも専門家による具体的に書くための最終セミナーおよび個人面談などを重ねながら、それぞれの心と向き合い、遺言を書き上げます。

#### ●事前準備期間（3～4週間）

#### ●ツアー（2泊3日）



## ●事前準備とツアー後のフォローアップ

### セミナー、ヒアリング、事前調査(ツアー前約3.4週間前)

ツアーでは、書くことに集中するため、行政書士、心理カウンセラー、税理士、メッセージ・コンサルタント、ライティング・コンサルタントなど、正確に「思いを伝える」プロによる知識の集約、心と頭、資料の整理を行います。

ツアー後のフォローアップでは、Will会員に無料で登録できます。

## 「遺言ツアー」事前セミナーの実施

遺言作成に関する法的な知識、遺言書を書くことの意義、資料の整え方、書き方、内容の決め方、思いを伝えるための頭の整理の仕方など行政書士、税理士、文章表現のプロなど各専門家によるセミナーを実施します。

## 「遺言ツアー」事前の個別面談によるヒアリング調査の実施

行政書士、心理カウンセラーによる個別面談をこない、必要な資料の集め方、作り方、遺言書を書くための心づもりなどをお話します。

## 資料の用意

セミナー、個別面談で確認していただいた資料を収集しツアーに備えます。

## 「遺言ツアー」

## Will(ウィル)会員無料登録

遺言ツアー終了後、Will会員に無料登録されますと、公正証書の作成、相続税、事業承継に関する諸事項等について、行政書士・司法書士・税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー・不動産鑑定士・土地家屋調査士等、各専門家による無料相談が受けられます。



## ●ツアー(2泊3日)の内容

### 遺言ツアー

事前準備の成果をもって2泊3日の遺言作成のためのツアーを実施。ツアー先でも専門家による具体的に書くための最終セミナーおよびフォローアップのための個人面談、最終確認などを重ねながら、それぞれの心と向き合い、遺言を書き上げます。

## 2泊3日のスケジュール 第1回「遺言ツアー」の実施例

1日目	2日目	3日目
	8:00 朝食	8:00 朝食
	9:20 専門家セミナー②	
	10:20 <b>【心の整理ワーク 自己表現トレーニング】</b>	9:15 今後の説明 【公正・自筆証書遺言などについて】
	10:30 専門家セミナー②	9:30 フォローアップ自由相談(希望者)
	11:15 <b>【遺言書作成の復習&amp;付言事項の効力と必要性】</b>	
	11:20 フォローアップ自由相談(希望者)	11:00 最終確認①(30分)
	昼食	11:30 終了
	<b>【遺言書作成 実践】</b>	11:35 最終確認②(30分)
13:30 集合	13:00 フォローアップ個別面談①(50分)	12:05 終了
14:00 専門家セミナー① <b>【遺言書作成の基本】</b>	13:50 終了	随時昼食
15:30 終了	14:00 フォローアップ個別面談②(50分)	12:55 最終確認③(30分)
15:40 専門家セミナー① <b>【心の整理ワーク概要】</b>	14:50 終了	13:25 (215号室)
16:00 終了	15:00 フォローアップ個別面談③(50分)	13:30 最終確認④(30分)
16:05 個別面談①(40分)	15:50 終了	14:00 終了
16:45 終了	16:00 フォローアップ個別面談④(50分)	
16:50 個別面談②(40分)	16:50 終了	
17:30 終了	17:00 フォローアップ自由相談(希望者)	随時解散
17:35 個別面談③(40分)		
18:15 終了	19:00 夕食	
18:20 個別面談④(40分)		
19:00 終了		
19:15 夕食		

\* 内容は参加人数など、各種事情により変更になります。

## 資料

相続の相談件数は155,000件。

10年間で2倍に増加。

裁判所に持ち込まれる相続関係の相談件数は、155,000件(平成19年度 司法統計)にのぼり、この10年間で約2倍と増え続けています。

これは、年間死亡者数110万人(平成19年度厚生労働省 人口動態の推計)の約14%に当たります。つまり日本の20組のお葬式のうち、3つの葬家が裁判所に相談を持ちかけている勘定です。

相続を争族にしないために、思いのこもった遺言が必要になってきます。

お問い合わせ先: プレス・サリサリコーポレーション

Tel: 06-6356-5237 Fax: 06-6356-5238

松原／福川まで

Mail: [info@yuigon-tour.com](mailto:info@yuigon-tour.com)